

[講演要旨] 歴史津波浸水標高データの史料からみた再検証

都司嘉宣（東京大学地震研究所）・松岡祐也・今村文彦（東北大学大学院工学研究科）

§ 1. はじめに

我が国では歴史津波の浸水高を、古文書記録や口頭伝承に基づいて浸水点を同定し、その標高を測定することによって求めた論文が数多く成されてきた。このような仕事は、今村(1938), 羽鳥(1975-a,b, 1976, 1977, 1978, 1980, 1985, 1988), さらに飯田(1979), 村上ら(1996), 都司ら(1993, 2002), 行谷ら(2005)など多数を挙げることができる。これらの文献に記された津波浸水高さのデータは、理工学的な文献や、防災事業にしばしば引用されているが、そのさい、それらの各数値が、どのような根拠に基づいているのかには全く注意を払っていないのが現状である。

現在筆者らは、これらの報告に記された、津波浸水高さの標高測定値の総合的なデータベースを作成しつつある。そのさい、ここの津波測定値が、どのような古文書のどのような記載に基づいて、各地点での津波の状況が理解され、現在地点の同定がなされたうえで、最終的な結論数値が出されるに至ったのかを遡及追跡調査をする作業を行った。その結果、「文献信頼度」の判定基準として、(a)文献自体の信頼性と、(b)文献の原記載から津波浸水数値を決定するまでの課程に錯誤がないかどうか、の2点をチェックし、各数値の信頼度を判定した。データベースには、信頼度と、その判定をするに至った過程を明記する予定である。

§ 2. 原文献信頼判定の基準

古文書、または口頭伝承に対して次のような判定基準を与えた。

- (A) 津波の直接体験者、または被災地方の公的な立場の人が被災直後に記した文献。
- (B) B-1 体験者が、年月を経て記した文献。
B-2 近世の信頼の置ける編纂者が編集した文献に記載したもの。
B-3 「石段何段目」など、地点の明白な口頭伝承。
- (C) C-1 近現代の編纂物にのみ現れる記載
C-2 現在に遺存した伝承。
- (D) D-1 風聞によるもの。
D-2 現代人の憶測によるもの。

以上は文献の信頼性であるが、論文記述者の判断の明白な誤りに起因する数値に対しては、次の判定をくだすこととした。

(X) 積極的な理由があつて、その数値の採用を拒否すべきもの。

§ 3. 具体的な事例いくつか

例1：羽鳥(1988)に愛媛県伊予市のこととして「新町川口潮溢れる。暮六ツ頃馬場下大松の辺まで津波入り、組屋敷の辺で四尺あがる」の記載により、ここでの津波浸水高さを2.5mとしている。

そこで筆者らの遡及調査の結果、この記事は、「新収史料・第五巻別巻五ノ二」のp2025に掲載された「桜田親興日記 一」によるものであることを確かめた。その原文は、「大地震ニ而御城郭を始め御家中大破不少、市中崩家も少々・・・新田堤不残流候。尤暮六つ時頃津波にて星弥兵衛門前にし立て之処迄汐押上。北付は馬場下大松有之辺迄入汐致。御馬屋黒門より汐入信川浅太郎門前之辺へ入汐。市中は新町口川汐あふれ新丁より組屋敷之辺迄四尺も汐上候由... 竜光院にても仮家を建て」であつて、明らかに城下町の記載である。伊予市は城下町ではない。さらに「龍光院」は、宇和島市にある寺院名、「桜田親興」は伊予宇和島伊達藩の家老の名であることを「藩史大事典（雄山閣、2002）」で突き止めて、この記事が宇和島市に関する記載であることを確認した。「伊予市」とした記載は(X)、宇和島の記載として(A)と判定した（地名同定の誤り。この記事が「伊予学会」の文献であることに由来する錯覚である）。

例2：武者「増訂大日本地震史料 I」のp677の「明応津波(1498)」の項目に、和歌山県広村および辰ヶ浜のこととして「天正年間（13年11月）地大に震ひ、紀州沿岸津波來襲し、広村及び辰ヶ浜最も多くその害を被る。」と記した後、「今村按、慶長9年地震津波にあらざるなきか」と付記されている。これに基づいて、羽鳥(1975)では、明応津波が和歌山県広を襲ったと判断しているが、これは無理(X)である。原文が古記録でない上、原文に「天正」とあるのを「明応」と無理に曲解するのはとうてい容認できないからである。